

横浜市私立幼稚園預かり保育のご案内

【平成25年8月版】

●横浜市私立幼稚園預かり保育とは？

横浜市が認定した幼稚園に在園している園児で、保護者の方が就労や、病気などで幼稚園の正規教育時間の前後に家庭で保育ができない場合に、保護者の方に代わって保育します。利用するには「保護者雇用証明書」等の状況を証明できる書類が必要となります。



●保育時間は？

開設時間は原則

①【月～金】午前7時30分から午後6時30分（幼稚園の正規教育時間を含む。）

②【土】午前7時30分から午後3時30分（「平日型」は土曜休園。）

対象年齢	7：30～9：00	9：00～14：00	14：00～18：30
3～5歳児	預かり保育	幼稚園正規教育時間	預かり保育
0～2歳児	特例保育（保育を必要とする園児の弟と妹等）		

※ 休園日は原則として日曜、祝日、休日、及び12月29日～1月3日。長期休業期間（夏休み等）も実施します。

※ 平日型認定の幼稚園では土曜日は休園です。また、夏休み期間中も最大5日間休園します。具体的な休園日については、各幼稚園にお問い合わせください。

※ 園により正規教育時間が異なる場合があります。

※ 特例保育とは、預かり保育の認定を受けているお子さんに幼稚園入園前の弟妹がいる場合等に、幼稚園の正規教育時間も含めた預かり保育時間と同じ時間保育します。

●申し込み方法と利用料金は？

利用の相談と申し込みは各幼稚園に直接ご連絡ください。

【利用料金】

＜預かり保育：3～5歳児＞

月額9,000円（上限）※正規教育時間にかかる保育料とは別に必要です。

＜特例保育：0～2歳児＞

・預かり保育対象児の弟妹が特例保育を受ける場合 月額40,100円（上限）

・その他の場合 月額58,100円（上限）



●預かり保育の申し込みができるのはどんなとき？

横浜市から預かり保育の認定を受けている幼稚園に在園している、横浜市に住所を有する園児の保護者の方が、次のような理由でお子さんを保育できないときに申し込むことができます。

(1) 会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月12日以上働いているとき（認定後、1か月以内に就労する勤務先が決定または内定しているときも含まれます。）

(2) お母さんが出産の準備や出産後の休養が必要なとき（出産／予定日の前後各8週間）

(3) 病気や障害のため保育が困難なとき

(4) 病気で1か月以上入院、または、自宅療養(週1回以上の通院が条件)しているとき

(5) 病人や障害者を介護しているとき

(6) 自宅や近所の火災などの災害復旧に当たっているとき

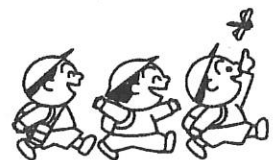
(7) その他(1)～(6)に類する状態のとき

例 ・職を探しているとき（3か月以内）

・会社や自宅を問わず夜間労働に従事し、昼間に休養しているとき

・学校や職業訓練校、専門学校などに通っているとき

・別居の親族を常時介護しているとき



●横浜市の幼稚園について

「こども青少年局」ホームページで、幼稚園や預かり保育などの内容を紹介しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/youji/youchien-azukari.html>

＜問合せ先＞横浜市こども青少年局子育て支援課幼児教育係

電話：045(671)2085 FAX：045(663)1925

